

第6回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

個 別 注 記 表

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

LiNKX株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項からこれらの事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において定めた以下の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを構築するとともに運用の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社は、取締役会を設置し、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 2. 当社は、社外監査役を含む監査役会を設置する。各監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準の下、取締役会その他重要会議への出席及び業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行に係る監査を行う。
 3. 当社は、代表取締役社長直轄の組織として、他の業務執行から独立した内部監査室を設置し、役職員等による業務が法令、定款又は社内規程に違反していないか監査する。
 4. 当社は、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会がコンプライアンスに関する基本方針の策定及び実効性のモニタリングを行う。
 5. 当社は、内部通報窓口及び職場のハラスメントに関する相談窓口等、役職員等が内部統制に関する問題を発見した場合に、迅速に監査役及び内部監査室に情報伝達する体制を構築する。報告又は通報を受けた監査役及び内部監査室は、その内容を調査し、対応策を関係部署又は専門家と協議の上決定し、実施する。
 6. 当社は、社内規程及びルール・方針等の遵守等を図るために、役職員等に対して、必要な教育を企画し、実施する。
 7. 当社は、法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した役職員等に対し、厳正な処分を課す。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 「文書管理規程」を制定し、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書を関連資料と共に保存する。
 2. 前項に定める文書の保存年限及び保存部署については、「文書管理規程」の定めるところによる。取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能である方法で保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社は、リスク管理を体系的に定める「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がリスク管理に関する基本方針の策定及びリスク管理状況

のモニタリングを行う。

2. 当社は、当社全体に影響が及ぶような重大な事案が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限に留める体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、経営会議を設置し、当社経営に関する重要事項の協議、検討を行い、代表取締役社長が意思決定を行う。
 2. 取締役会又は経営会議は、経営目標を定め、浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて各部署が実施すべき具体的な目標を定める。この目標の達成に向けて、取締役は効率的な達成の方法を定め、執行役員は目標達成のための業務を遂行する。
 3. 取締役会は、定期的に目標達成状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除又は低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社全体の業務の効率化を実現する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として「補助使用人」を配置する。
 2. 補助使用人の任命、人事異動、人事評価等については、監査役の意見を尊重し、取締役からの独立性を確保するものとする。
 3. 補助使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 当社の役職員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 2. 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用等の支払を求められた場合、当該費用が職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかに支払うものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、当社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
2. 監査役及び監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施する。
3. 監査役は、内部監査室から内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
2. 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
3. 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室は業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、その結果を代表取締役社長に報告する。
4. 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針とし、「反社会的勢力対応規程」に、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない旨を定め、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断する体制を構築する。
2. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備し、被害の防止を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役及び監査役が取締役会に出席いたしました。

② 内部監査

代表取締役社長直轄の内部監査室を新設し、内部監査室から各部門に対する監査を行い、代表取締役社長への報告を行いました。

③ 情報セキュリティ管理体制

ISO27001に基づく情報セキュリティ監査を実施し、情報（資料・データ）を安全かつ適切に管理していることを確認しました。また、外部機関による審査を受け、ISO27001の認証を維持しております。

④ リスク・コンプライアンス管理体制

当社の常勤取締役、常勤監査役及び従業員等に対して、リスク・コンプライアンスに関する理解を深めることを目的として、リスク・コンプライアンス研修を年4回行いました。また、四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、常勤取締役、常勤監査役及び各部門責任者へのリスク・コンプライアンスに関する情報及び意見の共有を行いました。

⑤ 反社会的勢力排除

「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力とは一切関係を持たないため、新規取引先及び継続取引先に対するチェックを徹底いたしました。また、反社会的勢力排除に関する社内研修を行い、反社会的勢力排除の取組み及び対応について周知を行いました。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 4年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

システム開発サービスや保守サービスに係る収益は、顧客との業務委託契約又は保守契約に基づいて開発サービス又は保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該業務委託契約又は保守契約は、主に準委任契約となっており、顧客への役務提供を通じて主に一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間の役務の提供に応じて収益を認識しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,797,400株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 329,000株

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ増資や銀行等金融機関からの借入により資金を調達いたします。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式及び投資有価証券は非上場株式であり、発行会社の事業リスク、財政状態の悪化等によるリスクに晒されております。

差入保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は、１年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、コーポレート部にて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

差入保証金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

・流動性リスクの管理

当社は、経理規程に従い、コーポレート部にて適時に資金計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末における営業債権のうち66.6%（上位３社）が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	22,414	15,403	△7,011
資 産 計	22,414	15,403	△7,011

- (注) 1. 「貸借対照表計上額」及び「時価」については、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。
2. 市場価格のない株式等は、上記の表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	2
関係会社株式	33

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	1 0 年 超
現金及び預金	1,755,597	—	—	—
売掛金	217,371	—	—	—
合計	1,972,968	—	—	—

差入保証金（22,414千円）については、償還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時			価
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
差 入 保 証 金	－	15,403	－	15,403
資 産 計	－	15,403	－	15,403

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・ 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

未払社会保険料	2,844千円
固定資産償却超過額	15,764千円
一括償却資産	1,026千円
差入保証金償却額	254千円
未払事業税等	7,527千円
関係会社株式評価損	61,670千円
投資有価証券評価損	12,544千円
その他	110千円
繰延税金資産小計	101,742千円
評価性引当額	△74,469千円
繰延税金資産合計	27,272千円

5. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	33千円
持分法を適用した場合の投資の金額	25,419千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△73,799千円

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合 計
	システムモダナイゼーション事業	
準委任契約に係るサービス	1,830,348	1,830,348
請負契約に係るサービス	55,110	55,110
その他	24,532	24,532
顧客との契約から生じる収益	1,909,991	1,909,991
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	1,909,991	1,909,991

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債（期首残高） 9,900千円

契約負債（期末残高） 59,871千円

契約負債は前受収益に計上されております。契約負債はサービスの提供前に顧客から受け取った対価に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首時点で契約負債の残高に含まれていた金額は、9,900千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。また、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

1年以内	31,076
1年超2年以内	22,118
2年超3年以内	14,272
合計	67,467

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 254円07銭

(2) 1株当たりの当期純利益 45円05銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2026年6月23日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026年5月21日及び2026年6月5日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2026年7月23日に払込が完了いたしました。

① 募集方法	： 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
② 発行する株式の種類及び数	： 普通株式220,100株
③ 割当価格	： 1株につき726.80円
④ 資本組入額	： 1株につき363.40円
⑤ 割当価格の総額	： 159,968千円
⑥ 資本組入額の総額	： 79,984千円
⑦ 払込期日	： 2026年7月23日
⑧ 割当先	： 野村證券株式会社
⑨ 資金の使途	： 金融領域におけるシステムモダナイゼーションプロジェクトの拡大に向けたハイエンド・エンジニアに関する人件費並びに営業・コーポレート部門等の人件費、AI技術等を活用した自社ソリューションの開発に関するプロダクト開発の人件費、及びハイエンド・エンジニアの新規採用に伴う人材紹介会社への報酬やダイレクトリクルーティング等の活用にかかる採用費として運転資金に充当する予定であります。